

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案の概要

- 1 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における職員の給料月額、管理職手当について、特例を設けることとした。

給料月額及び管理職手当の減額率については、次のとおり据え置くこととした。

<教育職>

対象職員等	平成23年度	平成24年度
校長級職員（4級）	給料月額の5%カット	変わらず
副校長・教頭級（3級）	給料月額の4%カット	
役職加算のある一般教員	給料月額の2.5%カット	
役職加算のない一般教員	給料月額の1%カット	
管理職手当	15%カット	変わらず

<行政職等>

対象職員等	平成23年度	平成24年度
部長級	給料月額の5%カット	変わらず
課長級	給料月額の4%カット	
役職加算のある一般職員	給料月額の2.5%カット	
役職加算のない一般職員	給料月額の1%カット	
管理職手当	15%カット	変わらず

- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

条例等立案表

<p>題名 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>		<p>課(室)名 人事課</p>
<p>担当者名 橋本晋作</p>	<p>電話番号 二〇四三</p>	
<p>提案理由 本県の財政の健全化に資するため、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの間の職員の給料月額、管理職手当等を減額する必要がある。</p>		
<p>あらまし 一 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における職員の給料月額、管理職手当等について、特例を設けることとした。 二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。</p>		
<p>予算上の措置</p>	<p>考</p>	
<p>関係法規</p>	<p>備</p>	
<p>法規審議委員会 要・否</p>		

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成十九年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化に資するため、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの間の職員の給料月額、管理職手当等を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

改正案

現行

（給料月額等の特例）

（給料月額等の特例）

第一条 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において職員給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号。以下「学校職員給与条例」という。）及び徳島県地方警察職員給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号。以下「警察職員給与条例」という。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第八十七号。以下「任期付研究員条例」という。）の適用を受ける職員（職員給与条例第四条第一項第三号イに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。以下この条において「職員」という。）の受ける給料月額は、職員給与条例第四条、第十四条及び第十四条の二、学校職員給与条例第四条から第五条の二まで並びに任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、職員給与条例第十八条、学校職員給与条例第二十条及び警察職員給与条例第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額（手当の額の算定基礎に係るものに限る。以下「勤務一時間当たりの給与額」という。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十三号）第三条第一項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

第一条 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において職員給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号。以下「学校職員給与条例」という。）及び徳島県地方警察職員給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号。以下「警察職員給与条例」という。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第八十七号。以下「任期付研究員条例」という。）の適用を受ける職員（職員給与条例第四条第一項第三号イに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。以下この条において「職員」という。）の受ける給料月額は、職員給与条例第四条、第十四条及び第十四条の二、学校職員給与条例第四条から第五条の二まで並びに任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、職員給与条例第十八条、学校職員給与条例第二十条及び警察職員給与条例第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額（手当の額の算定基礎に係るものに限る。以下「勤務一時間当たりの給与額」という。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十三号）第三条第一項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

一 職員給与条例第十一条第二項に規定する特定幹部職員、学校職員給与条例第四条第一項第一号に規定する小学校中学校教育職給料表及び同項第二号に規定する高等学校等教育職給料表（以下「小学校中学校教育職給料表等」という。）の職務の級が四級である職員、警察職員給与条例第十八条第二項に規定する特定幹部警察職員並びに任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（四号俸以上の号俸を受ける職員に限る。）及び同条第四項の規定の適用を受ける職員 百分の五

一 職員給与条例第十一条第二項に規定する特定幹部職員、学校職員給与条例第四条第一項第一号に規定する小学校中学校教育職給料表及び同項第二号に規定する高等学校等教育職給料表（以下「小学校中学校教育職給料表等」という。）の職務の級が四級である職員、警察職員給与条例第十八条第二項に規定する特定幹部警察職員並びに任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（四号俸以上の号俸を受ける職員に限る。）及び同条第四項の規定の適用を受ける職員 百分の五

二 職員給与条例第五条の二第一項及び学校職員給与条例第十四条の二第一項に規定する管理職手当（以下「管理職手当」という。）並びに警察職員給与条例第九条に規定する給料の特別調整額（以下「給料の特別調整額」という。）の支給を受ける職員（小学校中学校教育職給料表等の職務の級が二級、特二級及び三級である職員並びに前号に掲げる職員を除く。）、小学校中学校教育職給料表等の職務の級が三級である職員並びに任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（三号俸を受ける職員に限る。） 百分の四

二 職員給与条例第五条の二第一項及び学校職員給与条例第十四条の二第一項に規定する管理職手当（以下「管理職手当」という。）並びに警察職員給与条例第九条に規定する給料の特別調整額（以下「給料の特別調整額」という。）の支給を受ける職員（小学校中学校教育職給料表等の職務の級が二級、特二級及び三級である職員並びに前号に掲げる職員を除く。）、小学校中学校教育職給料表等の職務の級が三級である職員並びに任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（三号俸を受ける職員に限る。） 百分の四

三 職員給与条例第十一条第五項、学校職員給与条例第十五条第五項及び警察職員給与条例第十八条第五項の規定の適用を受ける職員（前二号に掲げる職員を除く。） 百分の二・五

三 職員給与条例第十一条第五項、学校職員給与条例第十五条第五項及び警察職員給与条例第十八条第五項の規定の適用を受ける職員（前二号に掲げる職員を除く。） 百分の二・五

2 四 前三号に掲げる職員以外の職員 百分の一（略）

2 四 前三号に掲げる職員以外の職員 百分の一（略）